

訪問介護重要事項説明書

(令和6年6月1日より適用)

当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約の際にご注意いただきたい点などについて次のとおり説明します。

サービスのご利用は、原則として要介護認定を受けられて「要介護」と認定された方が対象となりますが、認定を受けられる前でもサービスの利用は可能です。

1. 当事業所が提供するサービスの相談窓口

電 話	0771-88-5014 (月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時) 090-2282-6052 (上記以外の時間)
担 当	塩田 吉之 (しおた よしゆき)・竹内 理沙 (たけうち りさ) 長岡 夏江 (ながおか なつえ)

※ご不明な点はなんでもお尋ねください。

2. 当事業所の概要

(1) 訪問介護事業者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	NPO 法人クローバー・サービス
所 在 地	京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 53 番地
介護保険指定事業者番号	2 6 7 1 5 0 0 1 9 3
サービスを提供する地域	京都府船井郡京丹波町の全域、 南丹市日吉町及び南丹市園部町の区域

※上記地域以外の方も、ご希望の方はご相談ください。

(2) サービスの第三者評価の実施

平成25年10月23日実施。(社)京都府介護支援専門員協会

(3) 職員体制

	常 勤	非常勤	資 格
管 理 者	1 人		(サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者	3 人		介護福祉士 3 名
訪問介護員(ホームヘルパー)	4 人	12 人	介護福祉士 12 名 2 級ホームヘルパー 3 名 看護師 1 名
事 務 員		2 人	

(4) サービス提供時間

午前8時から午後10時まで

3. サービスの内容 別紙「訪問介護計画書」のとおり。

4. 利用料金

(1)利用料

①[指定訪問介護] 要介護1～5の利用者

午前8時～午後6時に行うサービス料金

表記：単位10円

サービスの種類	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上1時間未満	以降30分ごと
身体介護	163(身体01)	244(身体1)	387(身体2)	567(身体3) +82加算

サービスの種類	—	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
身体生活	—	身1生1 309	身1生2 身2生1 374 452	身1生3 身2生2 439 517

サービスの種類	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	179(生活援助2)	220(生活援助3)

通院等乗降介助	初回加算	緊急時加算
1回(片道)97	200/初回月のみ	1回につき100

午後6時～午後10時に行うサービス料金(割増料金25%加算)

サービスの種類	20分以上30分未満	30分以上1時間未満
身体介護・夜	305(身体1・夜)	484(身体2・夜)

※上記の厚生労働省提示の単位に特別地域加算(15%)と処遇改善加算Ⅱ(22.4%)を加えた金額が利用料になります。

※介護保険のサービスは、原則として利用料総額:10割の1割(上記の単位)が利用者負担となります。ただし、一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割または、3割負担となります。なお、保険給付の限度額を超えた場合は、全額が利用者負担となります。

②料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、訪問介護計画のサービス内容を実施するのに必要となる標準的な時間に基づきます。

③指定訪問介護でやむをえない事情により、2人で訪問する場合は2人分の利用料となります。この場合は事前の居宅介護計画に基づきます。

(2) 交通費 (税別)

①通常の事業実施地域(京丹波町、南丹市日吉町及び園部町)に訪問の場合、交通費は無料です。その他の地域にお住まいの方は、次の交通費をご負担いただきます。

- ・ 電車・バス・タクシー等で訪問する場合…その運賃
- ・ 自動車で訪問する場合…実施地域を越えた地点からの距離(往復)…1km 当たり 30 円

②その他の交通費

- ・ 買い物代行や薬の受け取り等に自動車・バイクで走行する場合…1km 当たり 20 円

(3) ご利用の中止・変更・追加等

①利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは追加することができます。この場合は、サービス利用日の前日までに申し込んでください。

②当日に中止等の申し出をされた場合は、キャンセル料(表示金額)をいただくことがあります。

ただし、利用者の体調不良等、正当と認められる事由がある場合は、この限りではありません。

③変更等の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況等によりご希望に応じられない場合は、他のご利用可能な日時を提示して協議させていただきます。

(4) その他

①訪問介護員はサービス開始前に事業所へサービス開始の連絡をします。その際に利用者所有の電話を借用することがあります。

②利用者宅でサービス提供のために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

(5) お支払い方法

①お支払いは原則として「ゆうちょ銀行」口座からの自動引落とし (28 日) とさせていただきます。この方法によりがたい場合は、ご相談のうえ決定させていただきます。

②毎月 15 日までに前月分の請求書を送付いたしますので、当月の月末までにお支払いください。

5. 緊急時の対応

サービス提供中、利用者の様態が急変するなどの緊急事態が発生した場合は、主治医、協力医療機関、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡するなど、必要な処置を講じます。

主治医	担当医名 (診療科)	(科)	担当医名 (診療科)	(科)
	医療機関名 (電話番号)	TEL :		
ご家族	氏 名		氏 名	
	連絡先		連絡先	

6. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、保険者 (市町村)、ご家族等に連絡をとり、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償できるよう保険会社に連絡し対処します。(加入保険 ; あいおいニッセイ同和 [NPO活動総合保険])

7. サービスに対する苦情や要望等

※ご遠慮なく下記窓口まで申し出てください

電 話	0771-88-5014 (月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時)、 090-2282-6052 (上記以外の時間)
担 当	塩田吉之 (しおたよしゆき)・竹内理沙 (たけうちりさ)・長岡夏江 (ながおかなつえ)

当事業所以外にも、保険者である市町村の相談・苦情窓口

京丹波町福祉支援課 0771-82-1800、南丹市役所 高齢福祉課 0771-68-0006

京都府国民健康保険団体連合会 (電話 075 - 354 - 9090) に苦情を伝えることができます。

訪問介護契約 重要事項説明確認書

訪問介護のサービス提供開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。同意書を2部作成し、1部は利用者様、1部は当法人が保管いたします。

所在地 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 53 番地

事業者名 NPO法人クローバー・サービス

代表者 理事長 山下 幾雄

説明者 <所属> 訪問介護事業所

<氏名> _____

私は、契約書及び重要事項説明書により事業者から訪問介護についての説明を受けました。その内容に同意をして、1部受領しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 京都府船井郡京丹波町 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____